

風致地区内で電波塔などを新築及び増築、移設する際の注意事項

- ・貝塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例第3条に該当する行為については、許可行為書の提出等が不要となり、条文規制の適用も除外されますが、建築等の行為を行うまでに、所管担当課窓口へ通知書を提出する必要があります。なお、移設・増築等は管理に係る行為となりますので、これらの行為についても新築と同様に通知書の提出が必要となります。

提出物（各1部）

- ・風致地区内行為通知書
- ・様式2号の2 工作物説明書
- ・工作物の図面等
- ・代理人が手続きを行う際は委任状

参考条文

貝塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋）

第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 略
- (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送（放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）であって、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げる行為に類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

貝塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（適用除外）

第4条 条例第3条第1号から第3号までの規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1)～(24)略
- (25) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (26) 放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (27) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (28) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (29) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (30) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
- (31)～(35)略

様式第2号の2（第2条関係）

工 作 物 説 明 書			
土地の形質の変更の有無	1 有（面積 m ² 最高のり高 m） 2 無		
工 事 の 種 類	1 新築 2 改築 3 増築 4 移転		
常 設 又 は 仮 設 の 別	1 常設 2 仮設（ 年 月 日～ 年 月 日）		
用 途			
敷 地 面 積	m ²		
高 さ	m		
構 造	1 木造 2 鉄筋コンクリート造 3 鉄骨造 4 コンクリートブロック造 5 その他（ ）		
その他の構造の概要			
色 彩	色		
敷地内の木竹の有無		緑 化 率	%
植 栽 計 画			
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	電 話 （ ）		
<p>注：1 その他の構造の概要の欄には、長さ、幅員、容積等を記入すること。</p> <p>2 敷地内の木竹の有無の欄及び植栽計画の欄には、主な木竹の種類、高さ、本数及び位置を簡単に記入すること。</p> <p>3 土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積を伴う場合は、様式第2号の4、様式第2号の5、様式第2号の6又は様式第2号の8を添付すること。</p>			